

8 障がい児・障がい者の福祉

問 障がい福祉課(市庁舎1階／☎214－2137／FAX265－7613)

■障害福祉サービス・障害児通所支援および地域生活支援事業

障がいのある人がサービスを選択し、事業者と直接契約をして、居宅や施設でのサービスが利用できます。利用者負担があり、介護保険対象の人は介護保険サービスが優先されます。また、障害支援区分の認定が必要なサービスがあります。

▼訪問系サービスの提供

居宅介護(ホームヘルプサービス)	居宅における入浴・排泄・食事の介護などの支援を行う
移動支援	屋外での移動に著しい制限のある人が円滑に外出できるよう、移動を支援
訪問入浴サービス	重度の障がいがあり入浴が困難な人を対象に自宅で入浴支援を行う

※障がいの程度に応じて、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護のサービスあり

▼日中活動系サービスの提供

療養介護	医療と常時介護が必要な人を対象に、病院などの施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行う
生活介護	常時介護が必要な人を対象に、主に日中に施設などで、入浴・排泄・食事の介護などの支援を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供
自立訓練	一定期間、身体機能・生活能力の維持、向上に必要な訓練などを行う
就労移行支援	一般企業などへの就労希望の人を対象に、一定期間、就労に必要な訓練などを行う
就労継続支援	一般企業などでの就労困難な人を対象に、働く場の提供と必要な訓練などを行う
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援などを行う
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う
児童発達支援	就学前のお子さんを対象に、施設で日常生活に必要な支援や治療などを行う
放課後等デイサービス	就学後のお子さんを対象に、放課後または学校休業日に施設で日常生活に必要な支援や社会との交流促進などを行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出が著しく困難なお子さんの居宅を訪問して発達支援を行う
保育所等訪問支援	保育所などを訪問して集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
短期入所(ショートステイ)	短期間、夜間も含め、施設で入浴・排泄・食事の介護などを行う
日中一時支援	介護を行う人が病気などのとき、一時的な日中の活動の場を提供し、見守りなどを行う

▼居住系サービスの提供

自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助、入浴・排泄・食事の介護などを行う
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護などの支援を行う

※その他、福祉ホームのサービスあり

問 障がい福祉課(市庁舎1階／☎214－2135／FAX265－7613)

特別障害者手当	障がい者手帳の有無に関わらず20歳以上の最重度の障がいのある人を対象。※所得制限などあり。
特別児童扶養手当	障がい者手帳の有無に関わらず20歳未満で中度～重度の障がいのあるお子さんを養育している人を対象。※所得制限などあり。
障害児福祉手当	障がい者手帳の有無に関わらず20歳未満の重度の障がいのあるお子さんを対象。※所得制限などあり。
外国人身心障害者福祉金	重度の障がいのある在日外国人で、障害基礎年金などを受けていない人を対象。※所得制限などあり。
訪問給食サービス	昼食と夕食の配食を通じた安否確認を実施。有料。※要件あり。
補装具費の支給	車いす・義足・補聴器など。利用者負担あり。
日常生活用具費の支給	ストマ用装具、特殊寝台など。利用者負担あり。
障がい者の税金などの減免	自動車税・軽自動車税などの減免、市民税・県民税・所得税の控除、NHK放送受信料の減免など。
障がい者の割引制度	公共交通機関の運賃割引など。
自動車改造の助成	身体障害者手帳をお持ちの人が、自動車を運転しやすいものとなるよう改造する場合に助成。※所得制限などあり。
重度障がい者に介助用の自動車改造・購入などの助成	重度の障がいのある人と生計を同じくする人が、車いすなどの使用が容易になるように自動車を改造する経費や、改造された自動車を購入する場合に助成。※所得制限などあり。
重度障がい者の住宅改善費助成	市内に1年以上在住し、重度の障がいのある人などを対象に住宅改善に必要な費用の一部を助成。※所得制限などあり。

問 障がい福祉課(市庁舎1階／☎214－2572／FAX265－7613)

■障がい者の相談支援

障がいのある人、保護者または介護を行う人の総合・専門相談に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。次の場所でも必要な情報の提供や助言などを行います。訪問や来所により、専門相談員が応じます。

お住まいの地区	名称	所在地	連絡先
金華・京町・明德・徹明・本郷・木之本・本荘・長良・長良西・長良東・三里・鷺山・常磐・岩野田・岩野田北	基幹相談支援サテライトクロス	平和通3－2－1	☎213－0525 FAX294－7206
島・早田・城西・則武・木田・黒野・方県・西郷・七郷・市橋・鏡島・合渡・網代	基幹相談支援サテライトうかい	洞1026	☎293－1150 FAX293－1151
梅林・白山・華陽・日野・長森南・長森北・長森西・長森東・岩・厚見・芥見・藍川・芥見東・芥見南・三輪南・三輪北	基幹相談支援サテライトふなぶせ	日野東4－10－18	☎244－2777 FAX242－1820
加納東・加納西・西部・鶉・日置江・柳津町	基幹相談支援サテライトふなぶせ南	茜部新所1－167－2	☎201－3111 FAX201－6712

■障がい者への虐待防止(専用)☎265－5571

虐待防止の啓発や相談・介入を行うなど、障がいのある人への虐待防止と再発防止に努めます。

問 長良川以北にお住まいの人：清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ(学園町2－33岐阜県障がい者総合就労支援センター内／☎215－8248／FAX215－8029) 長良川以南にお住まいの人：岐阜障がい者就業・生活支援センター(鍵屋西町2－20多恵第2ビル1階／☎FAX253－1388)

■障がい者の就労支援と生活支援相談

障がいのある人の職業生活における自立を図るため、就職や職場適応など就業面や、生活習慣の形成、日常生活の自己管理などに関する社会面での支援をあわせて行います。月～金曜日(祝休日・年末年始は除く)、清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせは午前8時30分～午後5時、岐阜障がい者就業・生活支援センターは午前8時45分～午後5時15分

問 岐阜市超短時間ワーク応援センター(学園町2－33岐阜県障がい者総合就労支援センター内／☎215－8280／FAX215－8281)

■障がい者などの就労支援

週20時間未満でも働ける雇用を活用することで、障がいのある人、難病の人など長時間働くことが難しい人の社会参加を応援します。

9 後期高齢者医療制度

問 福祉医療課(市庁舎1階／☎214－2128)

内容	資格	医療機関受診時に提示するもの	申請に必要なもの
医療の給付	75歳以上の人 65～74歳で次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1～3級の人(一部4級を含む) ②精神障害者保健福祉手帳1～2級の人 ③療育手帳A(重度)の人 ④障害年金受給者(法で定められた人) ※国民健康保険など他の健康保険への加入も選択可	・「マイナ保険証」 ・「資格確認書」 ・「保険証」※1	申請不要 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・年金証書
一部負担金や入院時の食事代が減額になる制度	市民税非課税世帯の人	・「マイナ保険証」 ・限度区分が記載された「資格確認書」	申請不要 ・限度区分が記載されていない「資格確認書」 ・「保険証」※1
一部負担金が月額1万円までとなる制度	次のいずれかに該当する人 ①人工腎臓を実施している慢性腎不全の人 ②先天性血液凝固因子障害の一部の人 ③血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の人	・「マイナ保険証」 ・「資格確認書」(特定疾病区分が記載されていない場合「特定疾病療養受療証」が必要) ・「特定疾病療養受療証」と「保険証」※1	・医師の意見書 ・被保険者番号が分かるもの

■療養費の支給

①「マイナ保険証」など※2を持たずに治療を受けたとき

②コルセットなどの補装具代金

◆支給に必要なもの 療養費支給申請書、マイナ保険証など※2、預金通帳、①は領収書、診療報酬明細書、②は補装具を必要とした医師の証明書、領収書(明細を含む)も必要

■葬祭費の支給

被保険者が亡くなった場合、申請をして認められると葬祭を行った人に50,000円が支給されます。

▼自己負担限度額(月額)

区分		1か月の自己負担限度額		
		外来 (1人あたり)	外来＋入院(世帯単位)	
			3回目まで	4回目から※3
住民税課税世帯	※4 現役並み所得	Ⅲ(住民税課税所得690万円以上)	252,600円 ※総医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	140,100円
		Ⅱ(住民税課税所得380万円以上)	167,400円 ※総医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	93,000円
		Ⅰ(住民税課税所得145万円以上)	80,100円 ※総医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
		一般Ⅱ※5	6,000円＋(総医療費－30,000円)×10%または18,000円のいずれか低い額(年間上限※6144,000円)	57,600円
		一般Ⅰ	18,000円(年間上限※6144,000円)	44,400円
住民税非課税世帯※7		Ⅱ	8,000円	
		Ⅰ		

問 障害者生活支援センター(都通2－2／☎254－9204／FAX254－9205／✉gifusien@vega.ocn.ne.jp)

■障がい者の自立支援と生活支援相談

障がいのある人やその家族が地域で生き生きと生活が送れるよう、各種制度やサービスの申請をお手伝いしたり、障がいのあるスタッフが中心となり、相談や支援に親身になって対応します。必要に応じて訪問相談も行います。月～金曜日(祝休日・年末年始は除く)の午前8時45分～午後5時30分

問 岐阜市社会福祉協議会(都通2－2／☎252－6661(専用))

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神に障がいのある人などが地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの手伝いや代行など、生活支援員が援助します。相談は無料ですが、生活支援員による援助は有料(生活保護世帯の人は無料)。月～金曜日(祝休日・年末年始は除く)の午前9時～午後5時

